

国民スポーツ大会開催基準要項

1 総 則

国民スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項（以下「本要項」という。）を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民スポーツ大会冬季大会（以下「冬季大会」という。）

2) 国民スポーツ大会（以下「本大会」という。）

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第○回国民スポーツ大会冬季大会○○競技会

2) 本大会

第○回国民スポーツ大会○○競技会

(3) 略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」（こくすぽ）とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等（以下「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。

2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。

3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致

して開催を希望した場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第 1 項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12 月～2 月末日

② 本大会：9 月中旬～10 月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度 4 月 1 日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5 日間以内

② 本大会：11 日間以内

3) 大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催 3 年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催 3 年前の 12 月 31 日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその 1 週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設（公開競技を除く）は、別に細則第2項で定める施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

(6) 観戦者サービス（スポーツホスピタリティ）

大会の開催にあたっては、大会の価値・魅力の中核をなす選手のパフォーマンスを踏まえた「みる」スポーツの充実及び開催県ならではの文化や特色を発信するため、観戦者への多様な観戦支援や地域資源を活用したスポーツホスピタリティの提供に配慮する。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民スポーツ大会における実施競技について」に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民スポーツ大会天皇

杯・皇后杯授与規程」及び「国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程」により授与する。

- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
(2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
(2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
(3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
(4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
(2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
(3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
(4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
(2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定及び延期又は中止の対応

- (1) 国内において、大会開催時までには又は会期中に災害その他の事由が発生した場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。
この場合、予定された会期において実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。
- (2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。
 - 1) 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害)
 - 2) 人為災害(火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害)
 - 3) 特殊災害(テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害)
 - 4) その他これに類する事象(感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む)
- (3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。
 - 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況
 - 2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況
 - 3) 実施競技の3分の2以上で全国的に予選会(本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。)の開催が困難な状況
- (4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。
 - 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から1カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
 - 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
 - 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
 - ① 冬季大会:開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
 - ② 本大会:開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
 - 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
 - 5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ1年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。
 - 6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。
 - 7) 3)による延期開催については、当該大会につき1回限りとする。
- (5) 延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第8項で定める。

- (6) 当該大会を予定された会期での開催中止決定後、公開競技及びデモンストレーションスポーツの開催については、原則として正式競技と同様の取り扱いとする。
- (7) 大会の文化プログラムについては、当該大会を予定された会期での開催中止決定後に当該大会名を冠して開催することはできない。

17 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民スポーツ大会マーク(図形)
 - 2) 国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 5) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 6) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 7) 競技別シルエット(図形)
 - 8) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民スポーツ大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章デザインガイドライン」によるものとする。

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。

- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までに代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

19 大会参加章

- (1) 開催県は、大会参加章(以下「参加章」という。)を作製し、本要項第8項(1)、(3)に定める参加者に対し、配付することができる。
- (2) 開催県は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストラーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作製し、配付することができる。
- (3) 開催県は、ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作製し、配付することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式	開会宣言 国旗掲揚 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚 天皇杯・皇后杯返還 大会会長あいさつ 文部科学大臣あいさつ 天皇陛下お言葉 炬火点火 選手代表宣誓
-------	--

総合閉会式	成績発表 表彰状授与 天皇杯・皇后杯授与 大会会長あいさつ
-------	--

スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国スポ旗引継
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第9項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施することができる。ただし、実施する場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

21 国スポ旗引継ぎ及び保管

- (1) 国スポ旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
(2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
(3) 本大会の開催期間を除き、国スポ旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育・スポーツ協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育・スポーツ協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長

総務委員	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育・スポーツ協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育・スポーツ主管課長
委員	日本スポーツ協会国スポ競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

- (2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育・スポーツ協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育・スポーツ協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

- (3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。

①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク⑥「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊及び交通要項⑩JSPO が定める「医療・救護ガイドライン」に基づく医療要項 ⑪集団演技の内容 ⑫その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

- (1)大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6カ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。
- (2)実施要項に記載する内容は別に細則第10項で定める。
- (3)実施要項の作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとし、電子媒体のみで作成することができる。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込むものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。
- (2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) プログラムに記載する内容は、別に細則第11項で定める。
- (3) プログラムは紙媒体、電子媒体、又はその両方で作成することができる。
- (4) プログラムは有料で頒布することができる。ただし、次に該当する者は無料とし、紙媒体のみで作成した場合は、記載の部数を上限に配付する。

1) 総合プログラム

- | | |
|---------|----------|
| ① 大会役員 | 各 1 部 |
| ② 参加選手団 | 各 5 部 |
| ③ 競技団体 | 各 2 部 |
| ④ 報道関係者 | 1 社各 1 部 |

2) 競技別プログラム

- | | |
|--------------|----------|
| ① 競技団体 | 各 5 部 |
| ② 競技会役員・競技役員 | 各 1 部 |
| ③ 参加選手団 | 各 2 部 |
| ④ 競技別監督 | 各 1 部 |
| ⑤ 参加選手全員 | 各 1 部 |
| ⑥ 報道関係者 | 1 社各 1 部 |

- (5) プログラムの作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとする。

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティック

トレーナー資格を有する者とする。

- (4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。
ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m² (2 畳) 以上とする。
- (5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の 2 年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民スポーツ大会記録情報処理要項」に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。

39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化（国スポの認知度の向上、国スポブランドの価値の向上）と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第12項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民スポーツ大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 メディカル・コンディショニングスタッフ開催への協力

開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が開催するメディカル・コンディショニングスタッフに対し必要な協力を行うものとする。

4.4 大会の資産

- (1) 資産とは、過去の大会を含め、大会に関する標章、記録、データ、映像、作成物等をいう。
- (2) 大会の資産としての活用については、日本スポーツ協会が権利を有するものとする。
- (3) 大会の撮影、放送及びその二次利用にあたっては報道に関する内容を除き、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

4.5 AD カード

- (1) 開催県及び会場地市町村は、式典又は各競技会のADカード（Accreditation Card）を作製し、本要項第8項に定める参加者及び第23項に定める大会役員のほか、大会主催者及び競技会主催者が認めた者に発行する。
- (2) ADカード着用者は、そのADカードに規定された会場に入場することができる。ただし、会場によっては、入場を制限されることがある。

4.6 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。

4.7 要項の改廃

本要項の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定
- (3) 第 78 回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。
- (4) 令和 6 年 1 月 1 日第 62 次改定をもって「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改定する。

昭和 37 年 3 月 1 日第 3 次改定
昭和 41 年 3 月 29 日第 4 次改定
昭和 48 年 7 月 10 日第 5 次改定
昭和 51 年 6 月 2 日第 6 次改定
昭和 52 年 7 月 13 日第 7 次改定
昭和 54 年 5 月 9 日第 8 次改定
昭和 55 年 1 月 23 日第 9 次改定
昭和 59 年 9 月 9 日第 10 次改定
昭和 58 年 12 月 7 日第 11 次改定
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)

平成 19 年 3 月 7 日第 30 次改定
平成 19 年 7 月 1 日第 31 次改定
平成 20 年 12 月 17 日第 32 次改定
平成 22 年 3 月 17 日第 33 次改定
(改定内容は第 70 回大会から適用)
平成 22 年 6 月 18 日第 34 次改定
平成 22 年 12 月 16 日第 35 次改定
(39 項は第 69 回本大会から適用)
平成 23 年 3 月 25 日第 36 次改定
平成 23 年 4 月 1 日第 37 次改定

昭和 63 年 7 月 13 日第 12 次改定
昭和 63 年 8 月 24 日第 13 次改定
平成 元年 8 月 15 日第 14 次改定
平成 5 年 6 月 8 日第 15 次改定
平成 5 年 6 月 29 日第 16 次改定
平成 6 年 5 月 10 日第 17 次改定
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)
平成 6 年 7 月 5 日第 18 次改定
平成 10 年 6 月 17 日第 19 次改定
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)
平成 11 年 6 月 16 日第 20 次改定
平成 11 年 9 月 7 日第 21 次改定
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)
平成 13 年 1 月 6 日第 22 次改定
平成 13 年 3 月 14 日第 23 次改定
平成 14 年 7 月 2 日第 24 次改定
平成 15 年 4 月 25 日第 25 次改定
平成 15 年 8 月 19 日第 26 次改定
平成 17 年 6 月 16 日第 27 次改定
(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)
平成 17 年 12 月 22 日第 28 次改定
(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)
平成 18 年 3 月 9 日第 29 次改定
(7 項(5)は第 63 回大会から適用)

平成 23 年 6 月 24 日第 38 次改定
平成 23 年 8 月 25 日第 39 次改定
平成 23 年 12 月 25 日第 40 次改定
平成 24 年 6 月 21 日第 41 次改定
平成 24 年 12 月 20 日第 42 次改定
平成 25 年 3 月 7 日第 43 次改定
平成 25 年 6 月 21 日第 44 次改定
平成 25 年 12 月 12 日第 45 次改定
平成 26 年 3 月 13 日第 46 次改定
平成 27 年 3 月 12 日第 47 次改定
平成 27 年 12 月 10 日第 48 次改定
平成 29 年 3 月 8 日第 49 次改定
平成 29 年 4 月 3 日第 50 次改定
平成 29 年 8 月 25 日第 51 次改定
平成 30 年 4 月 1 日第 52 次改定
平成 30 年 8 月 30 日第 53 次改定
令和 元年 6 月 13 日第 54 次改定
令和 元年 12 月 12 日第 55 次改定
(改定内容は第 75 回本大会から適用)
令和 2 年 12 月 10 日第 56 次改定
令和 3 年 6 月 10 日第 57 次改定
令和 3 年 12 月 9 日第 58 次改定
令和 4 年 6 月 7 日第 59 次改定
令和 4 年 12 月 9 日第 60 次改定
令和 5 年 4 月 1 日第 61 次改定
令和 6 年 1 月 1 日第 62 次改定
令和 7 年 6 月 3 日第 63 次改定